

出会い系サイト

高額な詐欺的請求も

(2017年10月24日掲載原稿)

県立消費生活センターには、出会い系サイトに関する相談が毎年数多く寄せられます。

【事例】インターネットで検索し、無料だと思った出会い系サイトで女性とメールのやりとりをしていたが、途中から「本会員契約料」「取次ぎサービス料」「やりとり料」などと次々に請求があり、不審に思って解約を申し出たら、サイト側から「女性の合意がないと解約できない」と言われた。

トラブルになる出会い系サイトの多くは、メール交換などのサービスを利用するたびに費用が発生する「都度課金」という仕組みです。中には「セキュリティー解除料」「文字化け解除料」などの名目で、高額な費用を次々と請求する詐欺的なサイトもあります。

最近では、SNSや懸賞サイトなどに登録後、「お金をあげる」「(マネジャーと称する人物から)担当する芸能人の悩みを聞いてほしい」などのメールが送られ、誘導されるケースが報告されています。お金持ちや芸能人になりすました「サクラ」による古典的な手口ですが、今も被害の相談があります。

被害に遭わないよう、次の点に注意しましょう。

1. インターネットで知り合ったメール交換の相手を簡単に信用しない。
2. 登録や一定期間の利用が無料でも、途中から有料になるサイトも多い。有料になった時点で利用を止める。

なお、こうしたトラブルに遭ったとき「インターネット検索で出てきた業者に解決を依頼したら、高額な解決金を請求された」という二次被害の相談もあります。

公的な消費生活相談窓口は、相談に費用はかかりません。トラブルに遭ったら、すぐ最寄りの消費生活センターに相談しましょう。